

関 係 各 位

宮崎市長 清山 知憲

(公 印 省 略)

令和 6 年 4 月以降の介護サービス業務の変更等について (通知)

日頃より、本市の介護行政につきまして、日頃から格別のご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、令和 6 年 4 月以降、下記のとおり介護サービス業務の一部が変更となります。事業者の皆様におかれましては、ご確認いただき、ご対応いただきますよう、よろしく申し上げます。

記

1. 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

福祉用具貸与での利用が長期間になる場合は、借りて利用するより購入した方が利用者負担が軽減する場合があります。このような場合などに、令和 6 年 4 月以降、利用方法を選択 (貸与、購入) することができます。

購入する場合は、特定福祉用具販売の扱いとなり、一年間 (4 月 1 日～翌年 3 月 31 日) で 10 万円を上限に、利用者負担分を除いた購入費が介護保険から給付されます。

対象となる福祉用具は、次のとおりです。

スロープ

貸与告示第 8 項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。

歩行器

貸与告示第 9 項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。

歩行補助つえ

カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

2. 宮崎市高齢者等居宅介護住宅改修補助事業

① 主な改正点

- i. 対象限度額を **30 万円** から **20 万円** に引下げ

※対象工事種目等に関しては改めて市ホームページにてお知らせします。

② 実施時期

令和 6 年 4 月 1 日受付分から適用

3. 市町村特別給付の廃止

下記の事業については、利用者のごく少数にとどまっており、今後も増加が見込まれないことから、**令和 5 年度末で廃止**することとします。

なお、今年度中の利用につきまして、申請予定等がございましたら、至急ご連絡いただきますようお願いいたします。

- ・ 緊急短期入所サービス事業
- ・ 在宅復帰支援介護サービス費用助成事業

文書取扱

介護保険課介護サービス係

電話：21-1777/FAX：31-6337